

別紙支払内訳書

委託契約の区分（学校）ごとの支払金額は次のとおりとする。

このうち、照明設備の全てをLED化した後（完成図書の提出を含む）、検査に合格した区分の支払金額を請求することができる。

なお、支払金額の請求の限度は本事業全体の中で2回（中間時、完了時）までとする。

区分（学校名）	支払金額
福木小学校	
上温品小学校	
温品小学校	
戸坂小学校	
戸坂城山小学校	
中山小学校	
牛田新町小学校	
早稲田小学校	
尾長小学校	
矢賀小学校	
瀬野小学校	
中野東小学校	
中野小学校	
畑賀小学校	
船越小学校	
矢野西小学校	
矢野小学校	
合計	